

会計年度任用職員事務補助業務要綱 専門職 1 － (1)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、函館市企業局の管理部総務課および上下水道部管路整備室において勤務し、会計年度任用職員一般事務補助等業務（障がい者）に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の雇用、勤務時間等の取扱いに関し、函館市企業局会計年度任用職員に関する取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第 2 条 会計年度任用職員は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第 3 条 会計年度任用職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員関係業務
- (2) その他所属長の指示する業務

(任用期間)

第 4 条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。ただし、成績が特に良好な者については、再任用することができる。

(勤務時間)

第 5 条 勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間を変更することができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

- (1) 月曜日～金曜日 午前 8 時 45 分から午後 3 時 45 分まで
- (2) 月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

(休憩時間)

第 6 条 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の途中の別の時間帯において 1 時間の休憩時間を設けることができる。

(勤務を要しない日等)

第7条 土曜日，日曜日は勤務を要しない日とし，休日は，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

(秘密を守る義務)

第8条 会計年度任用職員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(災害補償)

第9条 この要綱に定める会計年度任用職員の公務災害については，労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和5年4月1日から施行する。